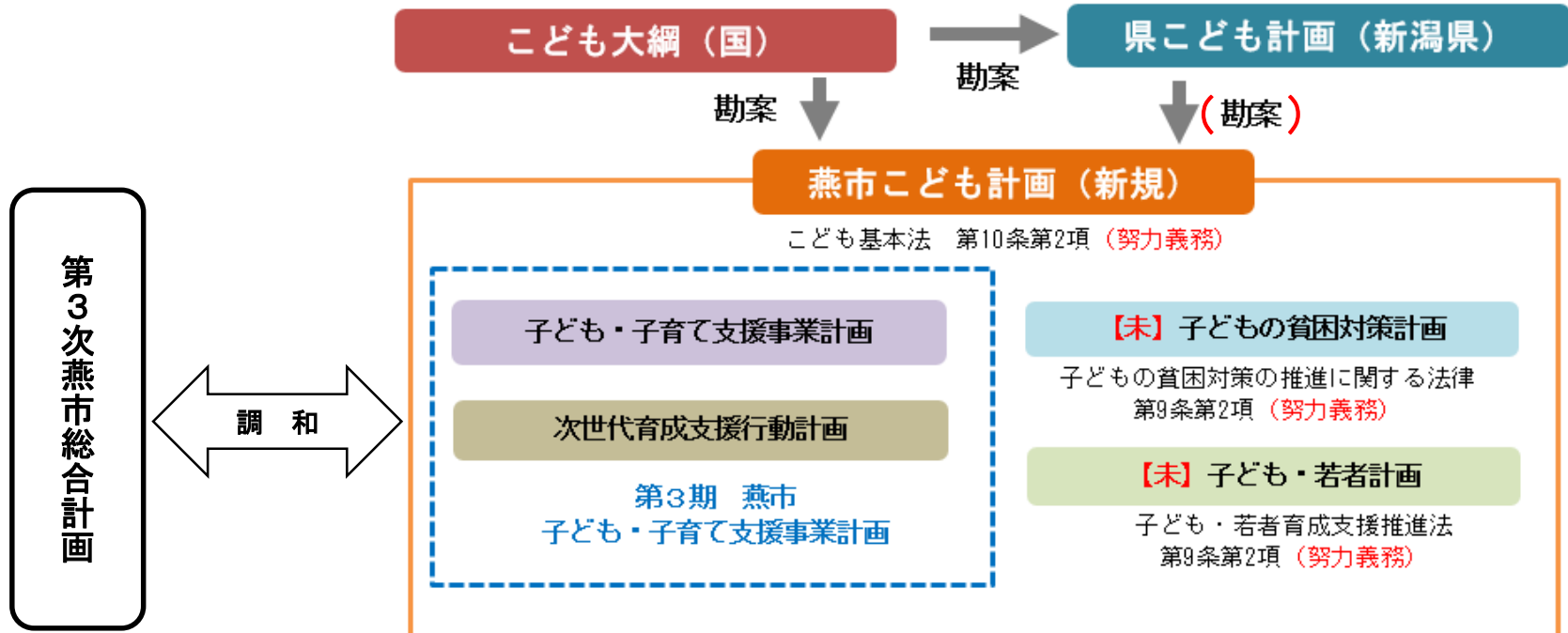


「燕市子ども計画」について

令和5年度第2回子ども・子育て会議（令和6年2月7日）で報告させていただいたとおり、「第3期燕市子ども・子育て支援事業計画」を包含した「燕市子ども計画」を策定します。この「燕市子ども計画」は、「第3期燕市子ども・子育て支援事業計画」のほか、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」も包含した計画とします。また、これまでの「燕市子ども・子育て支援事業計画」と同様に、本市の最上位計画である「燕市総合計画」との調和を図って策定します。

なお、「市町村子ども計画」は、国の「こども大綱」及び、こども大綱を勘案した「県子ども計画」を勘案して策定することとされていますが、「新潟県子ども計画」は今年度中に策定する計画となっており、まだ、市町村が勘案することができない状況となっています。

「燕市子ども計画」の計画期間は、令和7（2025）年度～令和11（2029）年度の5年間とします。



燕市子ども・子育て会議条例の一部改正について

①現行の「第2期燕市子ども・子育て支援事業計画」の策定や進捗管理などを審議していただいている「燕市子ども・子育て会議」で、「燕市こども計画」の策定や、策定後の進捗管理についても審議していただく方針です。

②子どもの貧困対策などについても、新たに審議していただくこととなりますので「子ども・子育て会議」の委員定数を増員する必要があります。

上記①と②に対応するため、「燕市子ども・子育て会議条例」の一部を改正する予定です。

現時点でのスケジュールについて

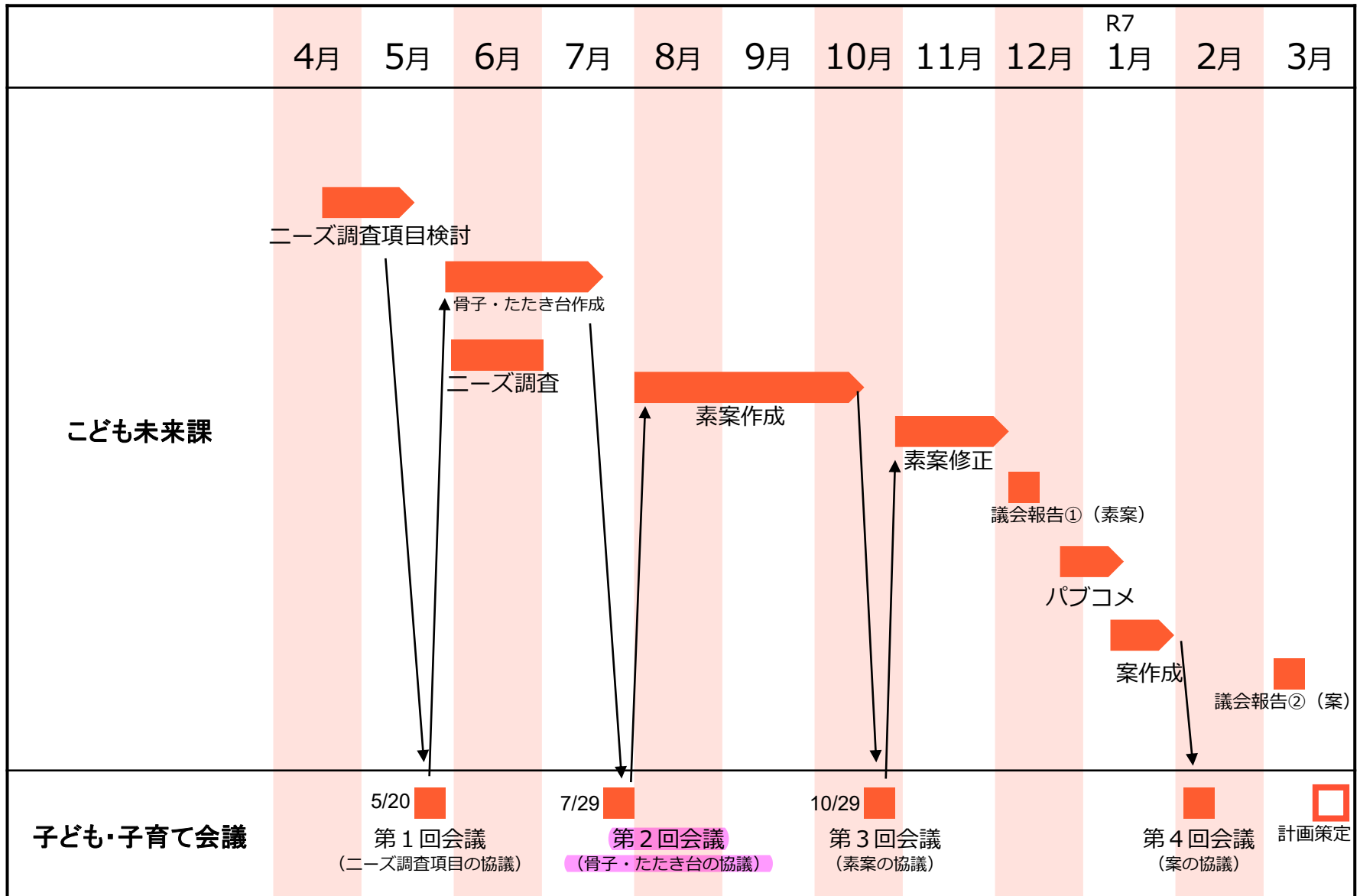
- ・令和6年5月 第1回燕市子ども・子育て会議 「第3期子ども・子育て支援事業計画」ニーズ調査項目について協議（※1）
- ・令和6年6月 燕市議会6月定例会 「燕市子ども・子育て会議条例の一部改正」について議案の提出
- ・令和6年7月 第2回燕市子ども・子育て会議 「燕市こども計画（骨子）」等について協議
- ・令和6年10月 第3回燕市子ども・子育て会議 「燕市こども計画（素案）」について協議
- ・令和6年12月 燕市議会12月定例会 「燕市こども計画（素案）」について協議
- ・令和7年1月 パブリックコメントの実施
- ・令和7年2月 第4回燕市子ども・子育て会議 「燕市こども計画（案）」について最終確認
- ・令和7年3月 燕市議会3月定例会 「燕市こども計画（最終案）」について協議

※1「子どもの貧困対策計画」に関するアンケート調査（※2）、「子ども・若者計画」に関するアンケート（※3）は別途実施します。

※2「子どもの貧困」については、「第2期子ども・子育て支援事業計画」の中で、「燕市子どもの貧困対策検討会議」が主体となり、取り組みを推進してきました。今回、「燕市こども計画」に包含して策定する「子どもの貧困対策計画」に必要なアンケート調査は、「燕市子どもの貧困対策検討会議」で挙げられた意見をもとに、子育て応援課で実施する方針です。

※3「子ども・若者計画」では、子どもや若者、子育て当事者の意見を尊重し、生活実態や要望等について把握するためのアンケート調査を実施し、調査結果を集計・分析します。国の基本方針を参考に、既に調査を実施した自治体の調査内容も踏まえてアンケートを実施する予定です。本来であれば、アンケート調査結果を踏まえて計画を策定していくべきところですが、策定スケジュールが短いため、アンケート調査と計画策定を同時に進める必要があります。そのため策定中の計画に適宜、アンケート結果を反映させる方針です。

燕市こども計画策定スケジュール（案）



「第3期燕市子ども・子育て支援事業計画」に関するニーズ調査について

「ニーズ調査の実施」について

現行の「第2期燕市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度末で終了することから、「第3期燕市子ども・子育て支援事業計画（燕市こども計画の一部）」を策定するためのニーズ調査を実施します。

「ニーズ調査票の変更」について

ニーズ調査は、国が示す『第3期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方』（以下『第3期手引』とします。）を参考にして調査票を作成・使用しますが、これまでのニーズ調査と同様に、燕市の状況を考慮して、部分的に変更を加えます。

「平日の定期的な教育・保育事業」ニーズ調査の様式変更について

資料3の参考資料①

就学前児童保護者用「第2期燕市子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査票」でご確認いただきます。

「子育て短期支援事業」ニーズ調査の様式変更について

資料3の参考資料①

就学前児童保護者用「第2期燕市子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査票」でご確認いただきます。

「平日の定期的な教育・保育事業」ニーズ調査の様式変更について

就学前児童保護者用「第2期燕市子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査票」(10,12ページ)

- あて名のお子さんの平日の定期的な教育・保育事業の利用状況についてうかがいます。

※ここでいう「定期的な教育・保育事業」とは、月単位で定期的に利用している事業を指します。具体的には、幼稚園や保育園・認定こども園など、問13-1に示した事業が含まれます。

- 問13 あて名のお子さんは現在、幼稚園や保育園などの「定期的な教育・保育の事業」を利用されていますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。

1. 利用している□□⇒問13-1へ 2. 利用していない□□⇒問13-5へ

- 問13で「1. 利用している」に○をつけた方にうかがいます。
- ⇒該当しない方は、問13-5へお進みください。
- 問13-1 あて名のお子さんは、平日どのような教育・保育の事業を利用していますか。年間を通じて「定期的」に利用している事業をお答えください。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 幼稚園 (通常の就園時間の利用)	2. 幼稚園の預かり保育 (通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ)
3. 認可保育園 (国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員20人以上のもの)	4. 認定こども園 (幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設)
5. 小規模な保育施設 (国が定める最低基準に適合した施設で市町村の認可を受けた定員がおおむね6~19人のもの) ⇒□現在、燕市にはありません。 (平成31年4月に開設予定)	6. 家庭的保育 (保育者の家庭等で5人以下の子どもを保育する事業)
7. 事業所内保育施設 (企業が主に従業員用に運営する施設)	8. 居宅訪問型保育 (ベビーシッターのような保育者が子どもの家庭で保育する事業)
9. ファミリー・サポート・センター (地域住民が子どもを預かる事業)	10. 児童発達支援*1
11. その他 (□□□□□□□□□□□□□□□□)	

□□*1 「児童発達支援」…□主に未就学の障がい児に対して、日常生活における基本的動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

燕市が必要として追加している選択肢です。
主に未就学の障がい児に対して、日常生活における基本的動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う事業で、市内に実施している法人があるため追加しています。

第3期手引より

- (ア) 「調査票のイメージ」における設問の修正
「調査票のイメージ」問15-1の選択肢について、次のように修正すること。ただし、既に調査を実施している市町村においては、追加調査を依頼するものではない。
なお、これに伴い、第一期手引きにおいて一部変更となる箇所があるため、次の表のとおり読み替えること。

問15-1の選択肢 (設問省略)

1. 幼稚園 (通常の就園時間の利用)	2. 幼稚園の預かり保育 (通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ)
3. 認可保育所 (国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員20人以上のもの)	4. 認定こども園 (幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設)
5. 小規模な保育施設 (国が定める最低基準に適合した施設で市町村の認可を受けた定員が概ね6~19人のもの)	6. 家庭的保育 (保育者の家庭等で5人以下の子どもを保育する事業)
7. 事業所内保育施設 (企業が主に従業員用に運営する施設)	8. 自治体の認証・認定保育施設 (認可保育所ではないが自治体が認証・認定した施設)
9. その他の認可外の保育施設	10. 居宅訪問型保育 (ベビーシッターのような保育者が子どもの家庭で保育する事業)
11. ファミリー・サポート・センター (地域住民が子どもを預かる事業)	12. その他 ()

燕市が必要として除外している選択肢です。
東京都などの人口が集中する都市部にしかない施設のため除外しています。

「子育て短期支援事業」ニーズ調査の様式変更について

『第3期手引』で「子育て短期支援事業」ニーズ調査票の様式変更について指示がありました。

第2期までは、保護者等の利用状況「実績」を調査していましたが、利用「希望数」を把握する必要があることから、質問の仕方が変更されています。

就学前児童保護者用「第2期燕市子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査票」(16ページ)

第3期手引より

第1期～第2期

短期支援事業の利用「実績」を回答してもらっていました。

問19 この1年間に、保護者の用事(冠婚葬祭、保護者・家族の病気など)により、あて名のお子さんを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならないことはありませんでしたか。(預け先が見つからなかった場合も含みます)あった場合は、この1年間の対処方法としてあてはまる番号すべてに○をつけ、それぞれの日数も口内に数字でご記入ください。

1年間の対処方法		日数
1. あった	ア. 親族・知人(同居者を含む)にみてもらった	泊
	イ. 短期入所生活援助事業(ショートステイ)を利用した(児童養護施設等で一定期間、子どもを預かる事業)	泊
	ウ. イ以外の保育事業(認可外保育施設、ベビーシッター等)を利用した	泊
	エ. 仕方なく子どもを同行させた	泊
	オ. 仕方なく子どもだけで留守番をさせた	泊
	カ. その他()	泊
2. なかった		

問19で「1. あったア. 親族・知人(同居者を含む)にみてもらった」と答えられた方がいます。

問19-1 この場合の困難度はどの程度でしたか。あてはまる番号1つに○をつけてください。

1. 非常に困難	2. どちらかというくらい困難	3. 特に困難ではない
----------	-----------------	-------------

第3期

短期支援事業の利用「希望数」を回答してもらいます。

問25 宛名のお子さんについて、保護者の用事(冠婚葬祭、保護者・家族(兄弟姉妹含む)の育児疲れや育児不安、病気など)により、泊りがけで年間何日くらい家族以外に預ける必要があると思いますか。

短期入所生活援助事業(ショートステイ)(児童養護施設等で一定期間、子どもを保護する事業)の利用希望の有無について当てはまる番号・記号すべてに○をつけ、必要な泊数をご記入ください(利用したい泊数の合計と、目的別の内訳の泊数を口内に数字でご記入ください。数字は一桁に一字。)

なお事業の利用に当たっては、一定の利用料がかかります。

1. 利用したい	計	□□泊
ア. 冠婚葬祭		□□泊
イ. 保護者や家族の育児疲れ・不安		□□泊
ウ. 保護者や家族の病気		□□泊
エ. その他()		□□泊
2. 利用する必要はない ⇒ 問26へ		

問25-1 削除